

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 四四
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四四
 - 地籍調査の成果について認証した件 四四
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 四四
 - 土地改良法により換地計画を定めた件 四四
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四四
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件三件 四四
 - 保安林の指定を解除する件 四四
 - 道路の区域を変更する件三件 四三
 - 道路の供用を開始する件二件 四三
 - 都市計画事業を認可した件 四三
 - 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 四三
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四三
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四五
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四五
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四五
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 四五

告 示

福島県告示第八百十三号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
 平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定する区域
 岩瀬郡鏡石町高久田一一八番六及び一一八番七の各一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 なし

（水・大気環境課）

福島県告示第八百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年一月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称
 南会津町
- 二 成果の名称

南会津郡南会津町大字針生の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第八百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から平成二十五年十二月二日付けで申請のあった定款の変更について、同月十六日認可した。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第八百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、駒形第一地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十五年十二月二十五日から
平成二十六年一月十五日まで
(二十二日間)

三 縦覧の場所
喜多方市役所

(農地管理課)

福島県告示第八百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所
耶麻郡西会津町野沢字堀上甲一〇〇三から甲一〇一九まで、字家ノ上甲一〇九二の二、甲一〇九五から甲一〇九八まで、甲一一一〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定実施要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町字鬼越二一の四四

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第八百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所
いわき市川部町大沢一六九の三(国有林)

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由
指定理由の消滅

二 1 解除予定保安林の所在場所
いわき市川部町大沢一六九の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由
指定理由の消滅

指定理由の消滅

福島県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

（森林保全課）

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市山玉町中峰二の一・二四の二・三五の四・竹棚八八の三（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除予定保安林の所在場所

いわき市山玉町中峰二の一・二四の二・三五の四、竹棚八八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡楢葉町大字井出字本釜九七の一から九七の四まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第八百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供

する。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道三株 下市萱小 川線	石川郡古殿町大字大久田字蕨草八七番一〇地先から 同 郡同 町大字大久田字下大久田一二二番一〇地先まで	変更前	変更後	一二・〇〇 四六・〇〇	四四〇・〇
		変更前	変更後	一一・〇〇 四六・〇〇	四四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十五年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道玉川 田村線	須賀川市下小山田字関二六番一地先から 同 市下小山田字関一九九番一地先まで	変更前	変更後	一三・〇〇 一三・七〇	四四・〇
		変更前	変更後	一三・〇〇 一五・三〇	四四・〇

（道路計画課）

福島県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	いわき市川部町大平一 八五番地先から 同 市川部町大平一 八五番地先まで	変更前	一一・〇〇	一〇〇・〇
		変更後	一四・〇〇 四〇・〇	一〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道三株下市萱小川線	石川郡古殿町大字大久田字蕨草八 七番一〇地先から 同 郡同 町大字大久田字下大久 田一二番一〇地先まで	平成二十五年十二月二四 日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道勿来浅川線	いわき市川部町大平一八五番地先 から 同 市川部町大平一八五番地先 まで	平成二十五年十二月二四 日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称
東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所
- 二 都市計画事業の種類及び名称
相馬都市計画都市高速鉄道事業 一号東日本旅客鉄道株式会社常磐線事業施行期間
- 三 平成二十五年十二月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 収用の部分 相馬郡新地町小川字谷地畑、字長谷地及び字八幡前、谷地小屋字舩形及び字谷地田並びに大字埴木崎字台前、字作田、字作田後、字南向、字北向、字江中子、字岩崎及び字木崎地内
 使用の部分 相馬郡新地町小川字谷地畑、字長谷地及び字八幡前、谷地小屋字舩形及び字谷地田並びに大字埴木崎字台前、字作田、字作田後、字南向、字北向、字江中子、字岩崎及び字木崎地内

(都市計画課)

福島県告示第八百二十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 土地区画整理組合の名称 鏡石町境土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 鏡石町不時沼三百四十五番地
- 三 設立認可の年月日 平成四年七月十七日

四 変更認可の年月日 平成二十五年十二月十三日

五 変更の内容 資金計画
事業施行期間

変更前 平成四年七月十七日から平成二十六年三月三十一日まで
変更後 平成四年七月十七日から平成二十七年三月三十一日まで
(まちづくり推進課)

福島県告示第八百三十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年十二月十三日次のとおり指定した。
平成二十五年十二月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
渡部 浩信 耶麻郡猪苗代町字 平成二五年一月二〇日から 耶麻郡猪苗代町字芦
町尻三四五のイ 平成三〇年九月三〇日まで 原五八の四
(出納総務課)

公 告

公告第三百九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年十二月二十四日

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月十六日 福島県知事 佐藤雄平
- 二 名称 NPO法人有胤久山 好文花寺
- 三 代表者の氏名 有賀 孝明
- 四 主たる事務所の所在地 福島県郡山市安積町成田字車川原三十六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす人々に対して、互助的コミュニティサービスを通じ、衆生救済の理念に基づきそのニーズに応える事業を行い、幸福な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十五年十二月二十四日 福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称 会津北部土地改良区

就任した役員 佐藤雄平
役員 氏名 住所
理事 山口 信也 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地

(農村計画課)

公告第三百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十五年十二月二十四日 福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称 戸ノ口堰土地改良区

退任した役員 佐藤雄平
役員 氏名 住所
理事 佐藤 敏厚 会津若松市一箕町大字亀賀字川西一四一番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十五年十二月五日現在において、次のとおりである。
平成二十五年十二月二十四日

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六百六
福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦